

公 園 使 用 料 一 覧

岩国市都市公園条例別表（第19条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

種別	単位	金額
公園施設の設置	1 か月につき	当該土地の価格の1,000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1 か月につき	当該施設の価格の1,000分の8を超えない額の範囲内で市長が定める額

2 都市公園を占用する場合の使用料

占用物件名		単位	金額（円）
電柱及びその支柱類		1 本 1 年につき	電気通信事業法 施行令（昭和60 年政令第75号）別 表第1に定める 額の例により算 定した額
街灯		1 本 1 年につき	
その他の柱類		1 本 1 年につき	
標識		1 本 1 年につき	
変圧塔		1 基 1 年につき	
鉄塔		1.7㎡ 1 年につき	
公衆電話所		1.7㎡ 1 年につき	
水道管、下水道管、 ガスパ管その他これ らに類するもの	外径が0.2m未満のもの	1 m 1 年につき	95
	外径が0.2m以上0.4m未満 のもの		190
	外径が0.4m以上1.0m未満 のもの		480
	外径が1.0m以上のもの		950
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1 ㎡ 1 か月につ き	440
土石、竹木、かわらその他の工事用材料置場		1 ㎡ 1 か月につ き	440
郵便差出箱		1 個 1 年につき	600
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに 類する催しのため設けられる仮設工作物		1 ㎡ 1 日につき	12
興行のための仮設工作物		1 ㎡ 1 日につき	20
その他のもの		市長がその都度定める額	

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額（円）
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 ㎡ 1 日につき	60
業として行う写真の撮影	撮影機 1 台 1 日 につき	600

業として行う映画の撮影	1 日につき	2,000
興行	1 m ² 1 日につき	20
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1 m ² 1 日につき	12
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1 m ² 1 日につき	12

備考

- 1 土地の価格及び施設の価格とは、地方税法（昭和25年法律第226号）を準用して算定した固定資産評価相当価格をいう。
- 2 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、公園の利用の面積が1 m²未満のときは1 m²とし、またその面積に1 m²未満の端数があるときは、その端数は1 m²として計算する。
- 3 使用料の額が長さを単位として定められている場合において、公園の利用の長さが1 m未満のときは1 mとし、またその長さに1 m未満の端数があるときは、その端数は1 mとして計算する。
- 4 使用料の額が年を単位として定められている場合において、公園の利用の期間が1 年未満のとき、又はその期間に1 年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、なお1 か月未満の端数があるときは、その端数は1 か月として計算する。
- 5 使用料の額が月を単位として定められている場合において、公園の利用の期間が1 か月未満のときは1 か月とし、またその期間に1 か月未満の端数があるときは、その端数は1 か月として計算する。
- 6 公園の利用の期間が1 か月未満のものに係る使用料の額は、前各号の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額（その額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。